

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ラーメン店の店員として業務に従事していた。

請求人によれば、ラーメン店で働いていた時、多い時には1日15時間以上立ち続けていたことが原因で、会社を辞めてから座骨神経痛を発症したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C整形外科に受診し「腰椎すべり症、両側下腿痛」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、同様の診断を受け、以後、複数の医療機関に受診した。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、業務が原因で本件疾病を発症したと主張しているところ、E医師は、本件障害補償給付請求書裏面の診断書に、傷病名「腰椎すべり症」、既往症「糖尿病、脂質異常」と記載し、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(請求人の)症状の原因は腰椎すべり症による脊柱管狭窄であり、業務との直接の因果関係は無いと判断する。外傷、既往もなく、腰椎分離に高度肥満が加わり、すべり症が悪化し、症状発現になったと推測します。」と所見している。また、F医師も、同年〇月〇日付け意見書において、「症状の発症時期、業務内容から勘案して業務との相当因果関係はないと判断される。」と述べている。この点、本件疾病の発症について、請求人は、「入社から平成〇年〇月解雇されるまでに、仕事で腰を痛めたことはありませんでした。」「退職してから約3か月後の平成〇年〇月、家で横になっていた時に、突然、両下肢の脹脛に骨折したような痛みを感じました。」と述べており、同申述を踏まえると、当審査会としても、上記両医師の意見を妥当と思料し、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した本件疾病と業務との間に因果関係は認められないものと判断する。

なお、請求人は、本件疾病発症の約3か月前まで就労していた業務は本件疾病を発症する程過重なものであった旨主張するが、上記判断のとおり、医学的にみて請求人に発症した本件疾病が業務によるものと言えないものであるところ、一件記録を精査するも、請求人の業務に過重な負荷があったとは認められない。

#### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は

ない。

よって主文のとおり裁決する。